

① 教員採用試験を知ろう

教員採用試験とは？

公立学校の教員採用試験は、正式には「教員採用選考試験」、または「教員採用候補者選考試験（検査）」という。つまり、教員採用試験とは、様々な試験を実施した上で、「教員の候補者として適した人材を選抜する試験」である。

なぜこのような形をとっているのだろうか？教員の採用数は、単純には退職教員数と同じになるが、実際にはその年の児童生徒数や退職・休職教員数の増減、実施する教育方法などによって教員の必要数は変動する。最終合格者が発表される時点で次年度に必要な教員数は確定しておらず、最終合格者全員が内定・採用されるとなると、過不足が生じてしまう。そのため、教員採用試験では採用候補者として合格者の名簿を作成し、名簿順位の高い候補者順に採用を決めていく「名簿登載方式」をとっているのである。この点が、民間企業の就職試験と大きく異なっている点であり、教員採用試験の特徴の一つでもある。

名簿登載されても万一不採用となった場合、候補者名簿は通常1年間有効のため、その期間内に教員の欠員が生じたときには、繰り上げて採用されることがある。しかし、採用の連絡が来なかった場合は、次年度の試験を再受験しなければならない。ただし、最近では、その年度の採用試験において候補者名簿に登載されながら採用されなかった者に対して、次年度の1次試験を免除するといった措置をとる自治体が多い。

総合力が試される試験内容

教員採用試験では、筆記試験・論作文試験・人物試験・実技試験など数多くの試験が行われる。教員になる上で、知識が豊富であることはもちろんだが、先にも触れた通り、多様化する教育問題への対応力や柔軟性、問題解決能力など、教員としての資質能力が重要視されている。そのため、近年では面接試験や論作文試験など、人物を評価する試験のウェイトが高くなってきている。

教員に必要な資格

教員になるためには、教員免許状が必要となる。教員免許状は「普通免許状」「特別免許状」「臨時免許状」に分類できる。

① 普通免許状

大学の教育学部や教職課程において、必要な単位数を修得することによって取得することのできる免許状。普通免許状は小学校教諭・中学校教諭・高等学校教諭・養護教諭・特別支援学校教諭・幼稚園教諭・栄養教諭の7種類である。ただし、中学校と高等学校については各教科，特別支援学校については各領域の免許状になる。また，基礎資格に応じて専修（大学院修士課程修了対象）・1種（大学卒業対象）・2種（短期大学卒業対象）の3つの区分に分かれる（高等学校教諭の免許状は「専修」と「1種」の免許状のみ）。普通免許状はどの自治体においても効力がある。

② 特別免許状・臨時免許状

普通免許状を取得していない社会人が教員となる場合や，所有している免許状以外の教科・科目を担当する場合に適用される免許状。「特別免許状」は学校（中等教育学校及び幼稚園を除く）の種類ごとの教諭の免許状であり，「臨時免許状」は，学校（中等教育学校を除く）の種類ごとの助教諭及び養護助教諭の免許状のことである。「臨時免許状」は「助教諭免許状」ともいう。

どちらも教職に関する科目を修得している必要はなく，1.担当する教科に関する専門的な知識経験又は技能を有する者，2.社会的信望があり，かつ，教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を持っている者（教育職員免許法第5条第3項）を対象に，各自治体の教育委員会が行う教育職員検定に合格することによって取得できる。免許状の効力は免許状を授与した自治体のみで有効であり，臨時免許状は3年間の有効期間がある。

教員採用試験のスケジュール（2025 年実施予定）

教員採用試験は、おおよそ下記のようなスケジュールで進行する。図を参考に説明していこう。

1月上旬～4月上旬

実施要項配布

1月中旬～5月下旬

願書の提出

5月中旬～7月下旬

1次試験

6月中旬～8月上旬

1次試験合格発表

6月下旬～8月下旬

合格

2次試験

8月上旬～9月下旬

2次試験合格発表

合格

採用候補者名簿登載

採用

採用内定

1月下旬～3月下旬

最終面談・赴任校決定

4月

教員として赴任

不合格

不合格

不採用

臨時採用教員希望者は登録申込

臨時採用教員として赴任

※大学3年生を対象とした前倒し特別選考等上記とは異なるスケジュールで実施される試験もある。詳細は、各自治体のホームページ等で確認しよう。